

新規認証申請時の「本人確認書類」について

(一社) 日本非破壊検査協会
認証事業本部

二次試験合格後、新規認証申請手続きの際に本人確認書類が必要となります。

<本人確認書類>

④または⑤のいずれかの書類が必要になります。

④市区町村から発行される「住民票の写し（申請者本人が記載されたもの）」※の原本

- ・発行日から6か月以内のものを準備してください。
- ・写しのコピーは受付できません。
- ・本籍及びマイナンバーの記載は不要です。

⑤有効な「非破壊試験技術者資格証明書」のコピー（表と裏）

《長期出張等で「住民票の写し」を入手できない場合》

- ・住民登録している市区町村への郵送による請求が可能です。手続きについては住民登録している市区町村にお問合せください。
- ・住民登録をしていない市区町村で「住民票の写し（申請者本人が記載されたもの）」※（「広域交付住民票」／本籍地の記載なし）を入手することが可能です。手続きについては最寄りの市区町村にお問合せください。

《外国籍の方で日本にお住まいの方》

市区町村から発行される「住民票の写し（申請者本人が記載されたもの）」※の原本の提出が必要です。「住民票の写し」に関する注意事項は「<本人確認書類>④」を参照してください。

※2012年7月9日に「外国人登録制度」が廃止されたため、「外国人登録原票記載事項証明書」にかわり住民票を入手することができるようになりました。

《外国籍の方で外国にお住まいの方》

- ・外国の公的機関が発行する①「戸籍証明や住民票」と②その「戸籍証明や住民票」をコピーしたものに和訳を記入し、かつ、雇用責任者が和訳内容に間違いのないことを証明（署名押印）したものを提出して下さい。
- ・「戸籍証明や住民票」の原本は書面に限ります。また、提出された書類は返却致しません。

《長期間海外に滞在の日本国籍の方》

- ・海外出張等により長期間外国に滞在の日本国籍の方は、居住先の在外公館（外国にある日本国大使館、総領事館）が発行する「在留証明」を提出して下さい。
- ・「在留証明」のコピーは受付できません。「在留証明」原本の提出が必要です。発行手続きについては居住先の在外公館（外国にある日本国大使館、総領事館）にお問合せ下さい。

《海外に滞在の方の新規認証申請時の連絡先》

当協会が運営している認証システムは日本国内向けのものであり、国内向けの手続き及びスケジュールで管理・運営されています。

連絡先は国内の代理の方（勤務先ご担当者やご家族）の連絡先にして下さい。連絡先を海外の居住地にすると、当協会からのサービスを適切な時期に受けられない可能性があります。

※「住民票の写し（申請者本人が記載されたもの）」に関する注意事項

役所で住民票の写しを請求の際は、“世帯全員”ではなく“世帯の一部”を選択し、新規認証申請者本人が記載されたものを入手してください。“世帯全員”が記載された住民票を提出しても構いませんが、本人が記載されている頁のみ抜き取って提出しても「本人確認書類」としては認められませんので、ご注意ください。